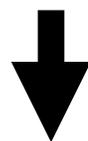


# 1 はじめに

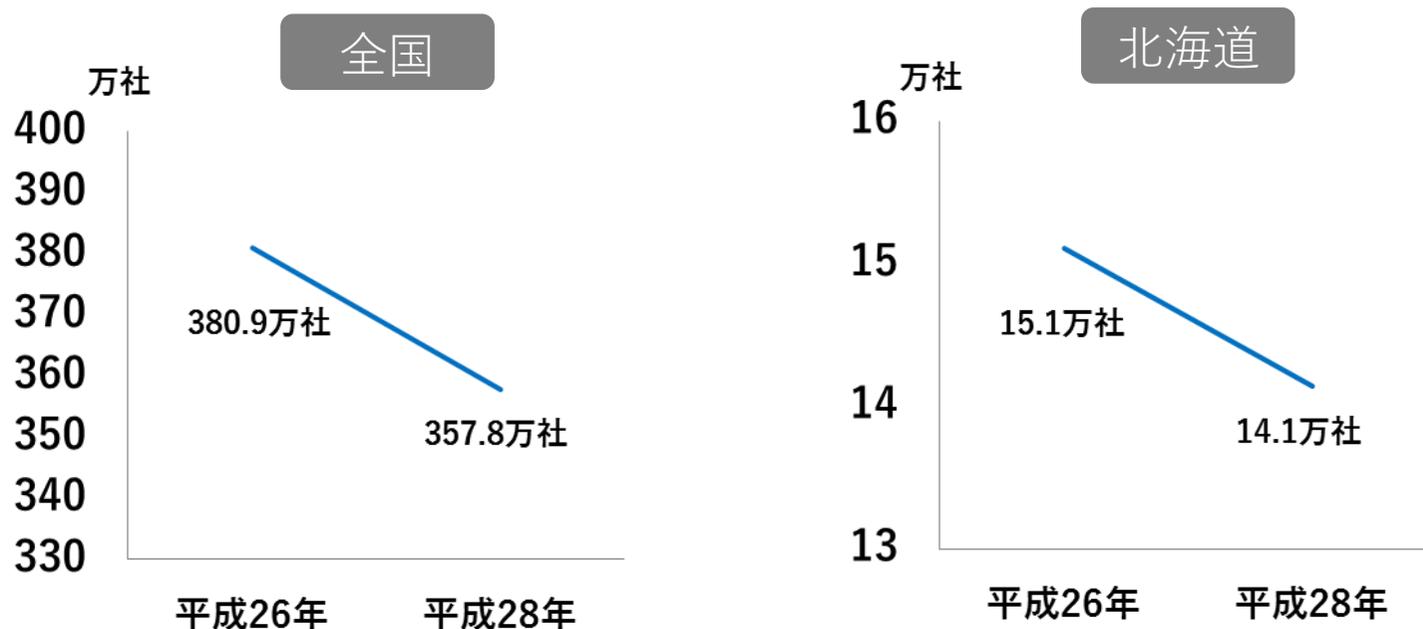
## 【国の見通し】

- 今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万人（日本企業全体の約3割）が後継者未定。
- 廃業する会社のおよそ半数が経常黒字であり、後継者不在の現状を放置すると、2025年頃までに約650万人の雇用と約22兆円分のGDPが失われる可能性。



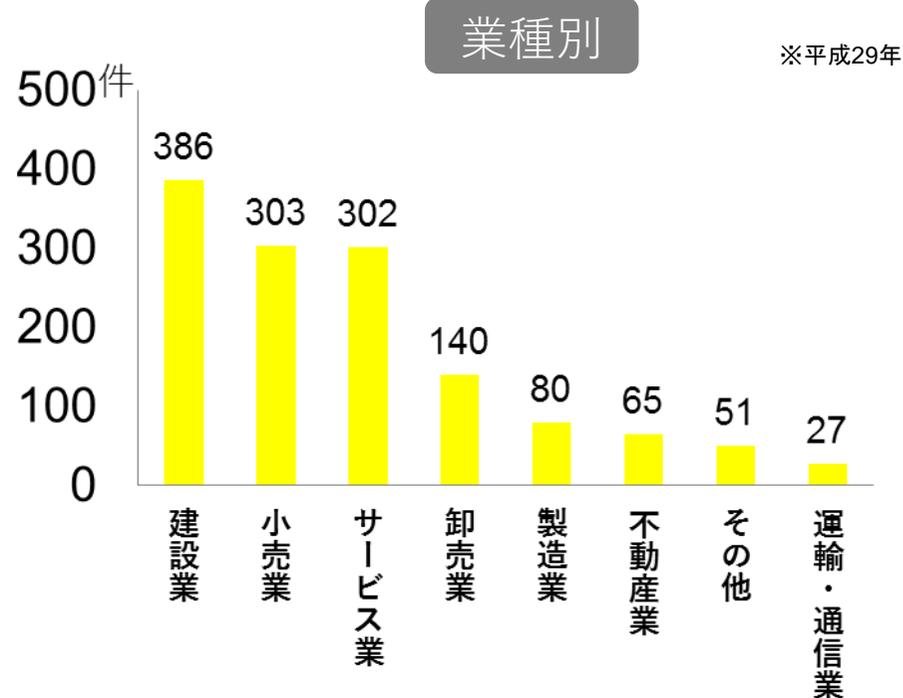
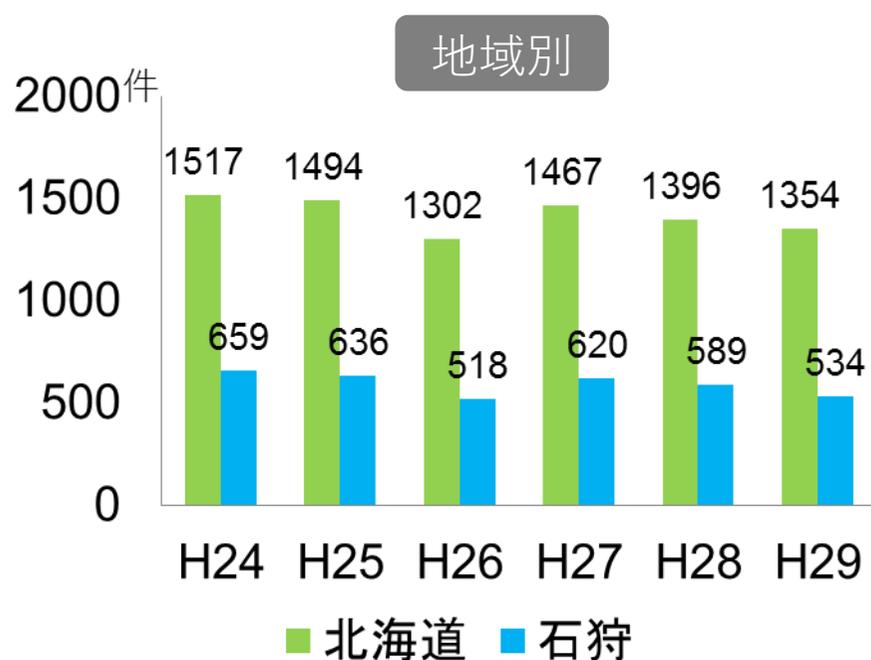
**今後10年間の集中的な取組が必要**

## 2 北海道の中小企業の現状(中小企業数の減少)



- 全国の中小企業数は平成26年の380.9万社から、平成28年は357.8万社へと減少し、同様に、北海道の中小企業数も平成26年の15.1万社から、平成28年は14.1万社へと減少している。
- また、従業員数も、全国・北海道共に減少している。
- 平成26年と平成28年の中小企業数の減少率は、全国が約6.1%減、北海道が約6.4%減となっており、北海道は全国で5番目に高い水準になっている。

### 3 北海道の休廃業・解散件数



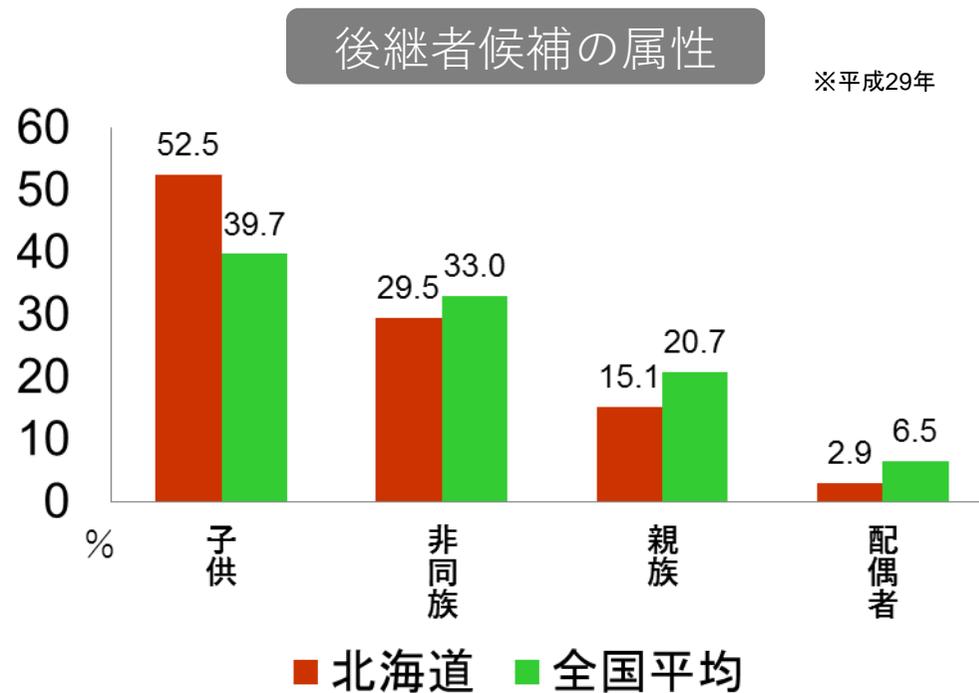
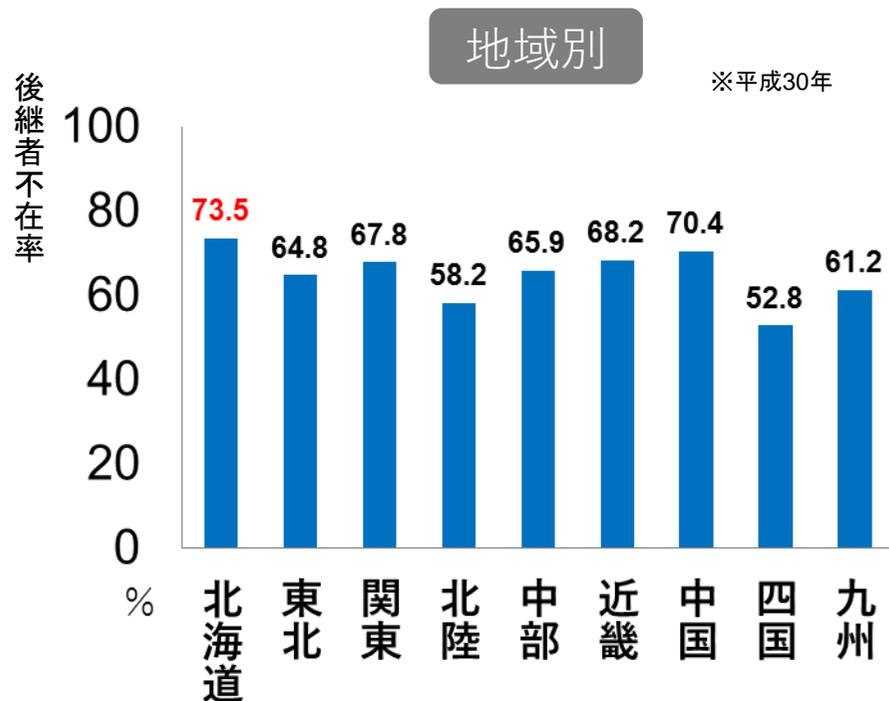
- 道内の休廃業・解散件数は、東京都の2,656件に次いで、全国で2番目に多くなっている。
- 道内地域別では、14地域中8地域が前年度比で増加。減少したのは6地域。
- 業種別では、「建設業」が386件（構成比28.5%）で最多。

#### 【背景】

- 中小零細企業を取り巻く経営環境は依然として厳しいことに加え、人口減少と人手不足、さらに、後継者難という問題にも直面している。

## 4 道内企業の後継者不在状況

平成30年における道内企業の後継者不在率は73.5%と、全国平均の66.4%を上回り、全国9地域で最も高い水準。



- 後継者がいないことを主たる理由とした廃業が増えている。
- 道内企業の後継者不在率は全国9地域で最も高く、都道府県別では4番目に高い。
- 業種別で最も後継者不在率が高いのは「サービス業」の78.0%、最も低いのは「製造業」の68.8%。
- 全国平均と比較すると、道内企業では「子供」を後継者候補に選ぶ傾向が強い。

- 今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加 (※)。
- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設**する。

### 改正概要

※拡充前の事業承継税制の平成29年度における認定件数は年間400件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間4000件に迫る勢い。

#### ① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○ **土地・建物** (土地は400㎡、建物は800㎡まで)

○ **機械・器具備品**

(例) 工作機械・パワーショベル・診療機器 等

○ **車両・運搬具**

○ **生物** (乳牛等、果樹等)

○ **無形償却資産** (特許権等)

等

【工作機械】



【診療機器】



#### ② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

#### ③ 納税額の全額 (100%) が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

#### ④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間  
に行われる相続・贈与が対象

注1 : 制度を活用するためには、  
① 経営承継円滑化法に基づく認定が必要  
② 平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2 : 既存の事業用小規模宅地特例との選択制

# 情報交換でお伺いしたい内容

- 千歳市内の中小企業の廃業や事業承継について
  - ・ 黒字廃業の有無
  - ・ 後継者不在状況
  - ・ 道内他市町村との比較
  - ・ 事業承継の意向を把握するには
  - ・ 行政としてできること